**平成３０年（フ）第２５号**
岡山県津山市上河原426番地、前住所岡山県津山市高野本郷1256番地４　ルートマンション201号室
債務者　坂手　孝一
1　決定年月日時　平成30年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月17日まで
岡山地方裁判所津山支部

**平成３０年（フ）第１１４号**
香川県高松市中野町31番19号
債務者　長尾　陽子（旧姓松岡）
1　決定年月日時　平成30年６月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月17日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

**平成３０年（フ）第１１５号**
長崎県長崎市西北町44番１―212号、旧住所長崎県長崎市赤迫１丁目６番３―603号
債務者　古谷　聡史
1　決定年月日時　平成30年６月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月17日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

**平成３０年（フ）第１３９号**
長崎県長崎市片淵４丁目18番25号　水谷マンション２Ｆ
債務者　森川　利香
1　決定年月日時　平成30年６月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月17日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

**平成３０年（フ）第１４１号**
長崎県長崎市諏訪町５番８号　ベガビル諏訪405
債務者　中村　一美
1　決定年月日時　平成30年６月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月17日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

**平成３０年（フ）第５９号**
長崎県諫早市目代町544番地５
債務者　今里　佳子
1　決定年月日時　平成30年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月17日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

**平成３０年（フ）第１０号**
長崎県五島市籠淵町1463番地１
債務者　加納紀久美（旧姓鶴田）
1　決定年月日時　平成30年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月17日まで
長崎地方裁判所五島支部

**平成３０年（フ）第４４号**
福島県いわき市平中神谷字南鳥沼42番地　勝見マンション101号室
債務者　阿部　綾子（旧姓斉藤）
1　決定年月日時　平成30年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
福島地方裁判所いわき支部

**平成３０年（フ）第５７号**
福島県いわき市小名浜諏訪町24番地の６
債務者　小沼　　渡
1　決定年月日時　平成30年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
福島地方裁判所いわき支部

**平成３０年（フ）第６０号**
福島県いわき市常磐関船町塚ノ越39番地　レオパレス湯本203
債務者　大平　　孝
1　決定年月日時　平成30年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
福島地方裁判所いわき支部

**平成３０年（フ）第１２１号**
茨城県水戸市見川５丁目127番地の228
債務者　中嶋　優子
1　決定年月日時　平成30年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
水戸地方裁判所

**平成３０年（フ）第１２９号**
茨城県水戸市見川町2563番地　市営緑岡第１住宅５棟401号
債務者　下山田正美
1　決定年月日時　平成30年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
水戸地方裁判所

**平成３０年（フ）第１３７号**
茨城県水戸市千波町1448番地の１
債務者　高橋　二郎
1　決定年月日時　平成30年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
水戸地方裁判所

**平成３０年（フ）第１４７号**
茨城県ひたちなか市大字東石川2650番地３
債務者　伊藤　恵未
1　決定年月日時　平成30年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
水戸地方裁判所

**平成３０年（フ）第３５号**
茨城県日立市西成沢町３丁目12番18―101号、前住所福島県南相馬市原町区北町650番地２（北町シティハイムＢ―201）
債務者　川地　尚仁
1　決定年月日時　平成30年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
水戸地方裁判所日立支部

**平成３０年（フ）第３０２号**
川崎市多摩区長沢１丁目５番５号　コスモシティ　202
債務者　池松　英吾
1　決定年月日時　平成30年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**平成３０年（フ）第１２６号**
山梨県甲府市城東２丁目24番８号　レオパレス城東ガーデン102
債務者　青田　　淳
1　決定年月日時　平成30年６月20日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
甲府地方裁判所民事部破産係